

三重県警察本部訓令第8号

警察本部
警察学校
警察署

項目コード	G 0 1 0 4
保存期間	30年
廃棄年月日	平成44年9月27日
担当係	術科指導係

三重県警察の警察点検に関する訓令を次のように定める。

平成14年9月27日

三重県警察本部長 野上 豊

三重県警察の警察点検に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察点検規範（昭和29年警察庁訓令第12号。以下「規範」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(通常点検の実施回数)

第2条 規範第6条の警察署以外の部署における通常点検の回数は、月1回以上とする。

(女性警察官の手錠収納箇所)

第3条 規範第7条第2項第3号の女性警察官の手錠収納箇所は、ショルダーバックとする。

(特別点検の実施回数)

第4条 規範第14条第1項の特別点検の回数は、原則として月1回以上とする。

(物品点検の実施回数)

第5条 規範第21条の物品点検の回数は、年2回以上とする。

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。